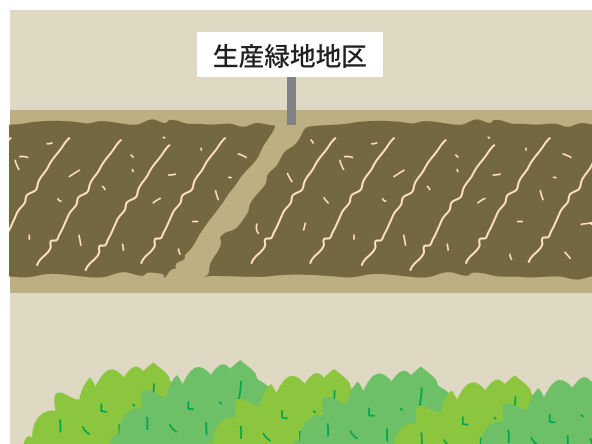


生産緑地地区に指定されると…

都市内で安心して農業が継続できます

- ① 市街化区域内において農地としての土地利用が都市計画上「保全する農地」として明確に位置づけられることとなります。
- ② 生産緑地地区を農地として管理するために必要な助言や土地交換のあっせん等の援助が受けられます。



農地としての管理・保全が義務づけられ農地以外の利用ができません

- ① 生産緑地地区内では、建築物等の新築、改築及び増築や宅地造成等、土地の形質の変更に関わる建築はできません。ただし、次の②に掲げる施設については市の許可を受けて行うことができます。これに違反すると、市から原状に回復するよう命ぜられる場合があります。
- ② 市の許可を受けて建築等を行うことができる施設は、農業を営むために必要なA～Eの施設で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認められたものです。

A 農作物の生産または集荷のための施設(ビニールハウス、温室、育種苗施設、集荷施設等)

※床面積または築造面積が90㎡以下の場合:生産緑地法に関する手続きは不要。ただし、農業委員会への届け出等は必要です。

B 農業生産資材の貯蔵または保管のための施設(農機具の収納施設、種苗貯蔵施設、サイロ等)

※床面積または築造面積が90㎡以下の場合:生産緑地法に関する手続きは不要。ただし、農業委員会への届け出等は必要です。

C 農作物の処理または貯蔵のための共同利用施設(選果場、ライスセンター等)

D 農業従事者の休憩施設(農作業の準備・休養に必要なあずまや、休憩所等)

E 市民農園のために必要な一定の施設(管理事務所、管理用具置場、駐車場等)

税制上の優遇措置があります

固定資産税・都市計画税については、市街化調整区域同様の一般農地扱いとなり、農地評価及び農地課税になります。なお相続税や贈与税の納税猶予については、生産緑地地区の指定に関係なく従来どおり適用が可能です。

詳しくは市税務課(固定資産税・都市計画税)、宇治税務署資産課税部門(相続税・贈与税)へお問合せください。